

# お 知 ら せ

国土交通省豊橋河川事務所  
平成 27 年 4 月 28 日

## 住民目線で豊川（とよがわ）を観察

### ～『河川愛護モニター』募集～

1. 概 要 : 当事務所では、一級河川豊川（とよがわ）近隣にお住まいで、河川愛護に関心を持つ人を公募し、『河川愛護モニター』に委嘱します。毎月1度作成していただくレポートを通して、施設の利用状況や異常等の報告、河川愛護啓発をお願いしています。河川管理者とは異なる視点からの情報入手・発信を行うことで、より優れた河川管理の実現を目指しています。
2. 公募期間 : 平成27年5月1日（金）～平成27年5月22日（金）
3. 詳細 : 別紙募集要項のとおり。
4. レポート事例 : 豊橋河川事務所ホームページ内  
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/information/aigo/houkoku.html>)
5. 解 禁 : 指定なし
6. 配布先 : 豊橋市政記者会
7. 問合せ先 : 国土交通省豊橋河川事務所

副所長 かとう としふみ  
加藤 敏文

管理課長 さくらだ あきひこ  
桜田 明彦

電話 0532-48-8105（ダイヤルイン）090-8868-6148（携帯）

FAX 0532-48-8100

## 1. 活動内容

「河川愛護モニター」の主な活動内容は、次のとおりです。

①河川愛護に関するテーマ(※当方にて指定)に則って、河川を観察し、毎月1回、レポートの提出をお願いします。

②次に掲げる場合などに通報、または、連絡をお願いします。

- ・ゴミなどの不法投棄、流水や施設等の異常を発見した場合
- ・河川環境の変化、利用の障害となるような状況を発見した場合
- ・近隣住民等から、河川管理、利用等に関する要望があった場合

③年に1回程度、モニター会議(意見交換会)への参加をお願いします。

④地域等へ河川愛護の啓発活動(※無理のない程度)をお願いします。

なお、河川愛護モニターは、定期的な河川の巡視や、不法行為(ゴミ投棄等)を行う者に対する注意等を行う責務及び権限を有するものではありません。

## 2. 活動範囲

豊川(次の2区間より選択)

【豊橋区間】豊川河口から大村樋門付近まで

【豊川区間】三上橋から江島橋まで

## 3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- ・「2. 活動範囲」の近隣にお住まいで、河川に接する機会が多い方
- ・河川愛護に関心があり、「1. 活動内容」を実行できる、満20歳以上の心身健康な方

## 4. 委嘱方法と任期

中部地方整備局長より委嘱します。

任期は平成27年7月1日から平成28年6月30日まで。ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

## 5. 募集人員

各区間それぞれ1名 計2名

6. 手当

月額 4 千円程度を予定

7. 選考方法及び結果通知

モニター活動への適性、年齢、他の区間の選考状況等を総合的に勘案した上で、選考させていただきます。選考結果は、郵送にてお知らせいたします。

8. 応募方法

応募用紙を「10. 応募及び問合せ先」に請求、または、ホームページからダウンロード※し、「10. 応募及び問合せ先」へ郵送または FAX にて提出して下さい。

※ホームページの「メニュー」より、【インフォメーション】→【河川利用の手続と募集等】→【河川愛護モニター募集】から出力していただけます。

9. 募集期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）から平成 27 年 5 月 22 日（金）（必着）

10. 応募及び問合せ先

〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1-6

国土交通省豊橋河川事務所 管理課管理係

電話 0532 (48) 8105

FAX 0532 (48) 8100

E-mail: [toyohashi@cbr.mlit.go.jp](mailto:toyohashi@cbr.mlit.go.jp)

URL : <http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/index.html>

以上

## 豊川河川愛護モニター応募用紙

1. ご住所、お名前などを記載して下さい。

ご住所	〒 ー		
ふりがな お名前			
年齢	歳	性別	男 女
ご職業	ア) 会社員	イ) 団体職員	ウ) 自営業
	オ) 公務員	カ) 学生	キ) 無職
	ク) その他( )		
電話番号	( )		
河川愛護モニター経験	有	無	

2. 次のいずれかから、希望される区間を選択し、○で囲んで下さい。

- ・豊橋区間（豊川河口から大村樋門付近まで）
- ・豊川区間（三上橋から金沢橋まで）



※裏面に続く



# お 知 ら せ

国土交通省豊橋河川事務所  
平成 27 年 4 月 28 日

## 住民目線で矢作川（やはぎがわ）を観察

### ～『河川愛護モニター』募集～

1. 概 要 : 当事務所では、一級河川矢作川（やはぎがわ）近隣にお住まいで、河川愛護に関心を持つ人を公募し、『河川愛護モニター』に委嘱します。  
毎月1度作成していただくレポートを通して、施設の利用状況や異常等の報告、河川愛護啓発をお願いしています。  
河川管理者とは異なる視点からの情報入手・発信を行うことで、より優れた河川管理の実現を目指しています。
2. 公募期間 : 平成 27 年 5 月 1 日（金）～平成 27 年 5 月 22 日（金）
3. 詳細 : 別紙募集要項のとおり。
4. レポート事例 : 豊橋河川事務所ホームページ内  
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/information/aigo/houkoku.html>)
5. 解 禁 : 指定なし
6. 配布先 : 豊田市政記者クラブ、豊田市政東クラブ、岡崎市政記者会、岡崎新聞記社会
7. 問合せ先 : 国土交通省豊橋河川事務所国土交通省豊橋河川事務所

副所長 かとう としふみ  
加藤 敏文

管理課長 さくらだ あきひこ  
桜田 明彦

電話 0532-48-8105 (ダイヤルイン) 090-8868-6148 (携帯)  
FAX 0532-48-8100

## 1. 活動内容

「河川愛護モニター」の主な活動内容は、次のとおりです。

①河川愛護に関するテーマ(※当方にて指定)に則って、河川を観察し、毎月 1 回、レポートの提出をお願いします。

②次に掲げる場合などに通報、または、連絡をお願いします。

- ・ゴミなどの不法投棄、流水や施設等の異常を発見した場合
- ・河川環境の変化、利用の障害となるような状況を発見した場合
- ・近隣住民等から、河川管理、利用等に関する要望があった場合

③年に 1 回程度、モニター会議(意見交換会)への参加をお願いします。

④地域等へ河川愛護の啓発活動(※無理のない程度)をお願いします。

なお、河川愛護モニターは、定期的な河川の巡視や、不法行為(ゴミ投棄等)を行う者に対する注意等を行う責務及び権限を有するものではありません。

## 2. 活動範囲

矢作川(次の 2 区間より選択)

【碧南・西尾区間】中畑橋から国道 23 号矢作川橋まで

【岡崎区間】美矢井橋から日名橋まで

## 3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- ・「2. 活動範囲」の近隣にお住まいで、河川に接する機会が多い方
- ・河川愛護に関心があり、「1. 活動内容」を実行できる、満 20 歳以上の心身健康な方

## 4. 委嘱方法と任期

中部地方整備局長より委嘱します。

任期は平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで。ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

## 5. 募集人員

各区間それぞれ 1 名 計 2 名

6. 手当

月額 4 千円程度を予定

7. 選考方法及び結果通知

モニター活動への適性、年齢、他の区間の選考状況等を総合的に勘案した上で、選考させていただきます。選考結果は、郵送にてお知らせいたします。

8. 応募方法

応募用紙を「10. 応募及び問合せ先」に請求、または、ホームページからダウンロード※し、「10. 応募及び問合せ先」へ郵送または FAX にて提出して下さい。

※ホームページの「メニュー」より、【インフォメーション】→【河川利用の手続と募集等】→【河川愛護モニター募集】から出力していただけます。

9. 募集期間

平成 27 年 5 月 1 日（金）から平成 27 年 5 月 22 日（金）（必着）

10. 応募及び問合せ先

〒441-8149 豊橋市中野町字平西 1-6

国土交通省豊橋河川事務所 管理課管理係

電話 0532 (48) 8105

FAX 0532 (48) 8100

E-mail: [toyohashi@cbr.mlit.go.jp](mailto:toyohashi@cbr.mlit.go.jp)

URL : <http://www.cbr.mlit.go.jp/toyohashi/index.html>

以上



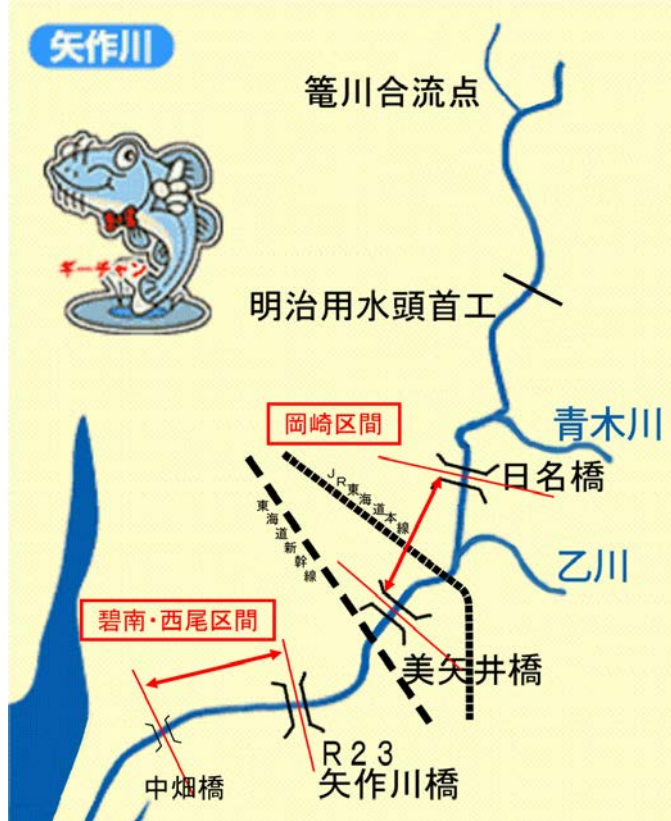
## 矢作川河川愛護モニター応募用紙

1. ご住所、お名前などを記載して下さい。

ご住所	〒      ー		
ふりがな お名前			
年齢	歳	性別	男                  女
ご職業	ア) 会社員          イ) 団体職員      ウ) 自営業          エ) 会社役員 オ) 公務員          カ) 学生              キ) 無職 ク) その他(                                      )		
電話番号	(                      )		
河川愛護モニター経験	有                                  無		

2. 次のいずれかから、希望される区間を選択し、○で囲んで下さい。

- ・ 碧南・西尾区間（中畑橋から国道23号矢作川橋まで）
- ・ 岡崎区間（美矢井橋から日名橋まで）



**※裏面に続く**

3. 矢作川には、どのくらいの頻度で行かれますか。該当する記号を○で囲んで下さい。

- ア) ほぼ毎日                                  イ) 週に2～3回程度                  ウ) 週に1回程度  
エ) 月に2、3回程度                  オ) 月に1回程度

4. 矢作川には、どのような目的で行かれますか。該当する記号を○で囲んで下さい。(※複数回答可)

- ア) 散歩、ジョギング                  イ) 通勤、通学                          ウ) 川をみる  
エ) スポーツ活動                  オ) その他 (                                  )

5. この募集について、どこでお知りになりましたか。該当する記号を○で囲んで下さい。

- ア) 市町村が発行する広報誌                  イ) 豊橋河川事務所のホームページ  
ウ) 新聞記事                                  エ) その他 (                                  )

6. 矢作川について、日頃、お考えのこと等があれば、ご記載下さい。

7. ご応募の理由をご記載下さい。

ありがとうございました。ご記載いただいた内容につきましては、河川愛護モニターの募集に関する事務にのみ、使用いたします。平成27年5月22日(金) (必着) までに、当方まで提出(※郵送可)いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上